

J A F 近畿地域クラブ協議会会則

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 本協議会は、J A F 近畿地域クラブ協議会（略称：J M R C 近畿）という。

【目 的】

第 2 条 本協議会は、近畿地域におけるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚を図り、J A F との交流を強化することを目的とする。

【事務所の所在地】

第 3 条 本協議会の事務所は、本会則の第 1 0 条に定める事務局に置く。

第 2 章 事業及び活動

【事業及び活動】

第 4 条 本協議会は第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる事業活動を行う。

第 1 項 競技会に関する事項

1. 振興に関する事業活動の企画協議を行う。
2. 各種規則、規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
3. 各種規則、規定の運用にあたり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い J A F との連携を図る。
4. 各競技会の運営に必要な事項の情報交換。
5. 正会員及び登録会員への見舞金給付。
6. 他地域クラブ協議会との共同事業推進。
7. その他。

第 2 項 安全に関する事項

1. 競技の安全性に関する研修の実施。
2. 指導要項の実施、遵守。
3. その他、第 2 条の目的達成に必要な活動を行う。

第 3 章 組 織

【構 成】

第 5 条 会員を正会員、登録会員、賛助会員とし下記の通りとする。

第 1 項 本協議会への加盟は、当該クラブ及び登録団体（特別団体を除く）が、J A F に登録された時点において正会員として加盟することができる。

第 2 項 正会員は、その所属員の中から本協議会に対する代表者 1 名を定め、入会申込書及び会費を添えて本協議会に届けなければ会員の権利を行使できない。

第 3 項 登録会員は、年度 1 0 0 0 名以内とし、当該年度競技会に競技者及びオフィシャルとして参加する者が J A F 発給の競技運転者許可証及び公認審判員許可証を受け、本協議会に入会手続きを完了した個人とする。

第 4 項 賛助会員は、本協議会に協賛する関連団体及び企業とする。

【権利及び義務】

第 6 条 会員の権利及び義務

第 1 項 正会員の権利は次の通りとする。

1. 本協議会の事業に参加すること。
2. 総会において各 1 個の議決権を有する。
3. 所属員を役員に選任されること。

4. J A F 公認競技会開催中の組織にて、J M R C 近畿見舞金給付細則に適用される事項が発生し正会員より請求書類が提出された時は、見舞金を給付される。
- 第2項 登録会員の権利は次の通りとする。
1. 本協議会の事業に参加できる。
 2. 当該年度の J M R C 近畿見舞金給付細則により見舞金を給付される。
 3. 本協議会の専門部会の役員に選任されること。
- 第3項 賛助会員の権利は次の通りとする。
1. 本協議会の事業に参加すること。
 2. 本協議会に意見を述べることができる。但し、議決権を持たない。
- 第4項 正会員、登録会員、賛助会員の義務は次の通りとする。
1. 会則及び総会の決議を遵守すること。
 2. 正会員・登録会員・賛助会員は本協議会の経費を負担すること。
 3. 正会員及び登録会員は本協議会規定の年会費を納めること。

【退会及び除名】

第7条 退会及び除名

- 第1項 当該年度に正会員または登録会員として申請しなかった場合は自動的に退会となる。
- 第2項 正会員が J A F 登録クラブ資格を失った場合は自動的に退会となる。
- 第3項 登録会員が J A F 発給の競技運転者許可証及び公認審判員許可証を更新しなかった場合は自動的に退会となる。
- 第4項 本協議会の名誉を傷つけ、その義務を履行しない会員は運営委員会全員の議決を採り、理事会の承認により除名することがある。なお、その決定を総会にて報告する。

【組 織】

第8条 本協議会は事業活動を達成するため、次の組織を持つ。

- 第1項 クラブ団体代表者会議（以下「総会」という）
- 第2項 理事会
- 第3項 運営委員会
- 第4項 専門部会

【運営及び会議】

第9条 本協議会は次の通り役員を承認し、各組織の運営にあたる。

第1項 本協議会は次の役員を置く。

理事長	1名
理事	
運営委員長	1名
副運営委員長	
運営委員	
専門部会長	
事務局長	
会計	

上記役員構成は理事会10名以内・運営委員会30名以内とする。

他に会計監査を置く。

第2項 役員の任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員は任期終了後、後任者が就任するまではその職務を執行しなければならない。
3. 欠員または増員のため、選任された役員の任期は前任者、または現任者の残任期間と同様とする。

第3項 総会

1. 総会は正会員をもって構成する。
2. 年度総会は事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 総会の運営及び事務は前年度運営委員が行う。
4. 前年度運営委員会にて次年度理事及び運営委員を11月30日までに選出し、年度総会において承認する。

5. 理事長及び運営委員長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
6. 総会は委任状出席を含む定数の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
7. 総会に付議する事項は次の通りである。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 当該年度の見舞金給付額
 - (4) その他必要事項

第4項 理事会

1. 理事会はモータースポーツ振興の為に近畿以外の各種団体との交渉を行う。
2. 理事長は理事の互選により選出される。
3. 理事会は本協議会の財務の管理を行う。
4. 本会則施行に関する細則を承認する。

第5項 運営委員会

1. 運営委員会は必要に応じて開催し、諸問題の討議を行いその審議事項を必要に応じ理事会に図る。
2. 理事会より依頼された事業の推進を図る。
3. 運営委員長は運営委員の互選により選出される。
4. 運営委員会は委任状出席を含む定数の過半数で成立し議事は出席者の過半数で決定する。但し、第7条第4項を除く
5. 運営委員の欠員及び増員は運営委員会が選任及び解任を決定することができる。
6. 運営委員会は本会則施行に関する細則を決定する。
7. 運営委員会は各専門部会により決定されたシリーズポイントを承認する。
8. 運営委員会は正会員及び登録会員への見舞金給付を行う。

第6項 専門部会

1. 本協議会は専門部別事項を検討するため、レース、ラリー、ジムカーナ、ダートトライアル、審査委員グループ、その他の専門部会を置く。
2. 運営委員会は専門部会長を指名する。
3. 運営委員会は専門部会員を正会員の所属員または登録会員より指名することができる。
4. 専門部会長は専門部会員を正会員の所属員または登録会員より専門的能力知識を持つ個人を指名する。
5. 専門部会は専門分野の規定、競技会運営上の諸問題について審議を行い、その議決を運営委員会に提案する。
6. 前項以外の各専門部会運営上の細則として「専門部会細則」を定め、その細則に基づき活動を行う。

第4章 事務局

【事務局】

第10条 事務局

- 第1項 会務の処理を行うため、大阪府茨木市中穂積2丁目1番5号に事務局を置く。
- 第2項 運営委員会は事務局長及び事務局員を指名する。
- 第3項 事務局は近畿地域で開催される会議及び活動の記録を備える。
- 第4項 本協議会の決定事項及びその他の情報を正会員に通知する。
- 第5項 事務局費用等運営に関する諸費用は本協議会がこれを負担するものとする。

第5章 会費

【会費】

第11条 会費

- 第1項 正会員は運営に関する年会費として、クラブ及び団体のJAF公認申請時及び年度更新後に納入しなければならない。(1月1日より12月31日までの1年間)

年会費	公認クラブ	金30,000円
	加盟クラブ	金20,000円
	加盟・準加盟団体	金10,000円
	準加盟クラブ	金10,000円

第2項 登録会員は運営に関する年会費として、JAFライセンス新規申請時及び年度更新後に納入しなければならない。(1月1日より12月31日までの1年間)

年会費	1人	金1,000円
-----	----	---------

【事業年度】

第12条 本協議会の事業年度は1年とし、毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。

第6章 会則の変更

【会則の変更】

第13条 会則を変更する時は運営委員会及び理事会の決議を得た後、総会にて承認を得なければならない。

第7章 細 則

【細 則】

第14条 会則に定めるもののほか、本協議会の事業の運営上必要な細則は運営委員会が決定し、理事会の承認により定める。

【付 則】

この会則は	1982年	1月	1日	施 行
	1989年	1月	1日	改定施行
	1992年	2月	16日	改定施行
	1993年	2月	7日	改定施行
	1995年	2月	5日	改定施行
	1996年	2月	4日	改定施行
	1997年	2月	2日	改定施行
	1998年	2月	8日	改定施行
	2000年	1月	23日	改定施行
	2004年	1月	25日	改定施行
	2007年	2月	4日	改定施行
	2008年	2月	3日	改定施行
	2009年	1月	18日	改定施行
	2010年	1月	24日	改定施行
				以 上